

議案第78号 小松島市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

社会経済状況の変化、勤労青少年数の減少や余暇活動の多様化等、時代の変遷とともに、施設本来の目的である勤労青少年のための「居場所」と「交流の場」としての存在意義が薄れ、利用者が減少していること、及び勤労青少年福祉法の改正により勤労青少年ホームの設置に関する規定がなくなったことから、平成28年度末をもって小松島市勤労青少年ホームを廃止するもの。

《廃止する条例》

小松島市勤労青少年ホーム条例

昭和57年4月1日

条例第7号

《設置》

第1条 本市は、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、勤労青少年ホームを置く。

2 勤労青少年ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小松島市勤労青少年ホーム
- (2) 位置 小松島市南小松島町字港口13番地

《事業》

第2条 小松島市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）においては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 講習及び講演会等の開催に関すること。
- (2) 映画会及び音楽会等の開催に関すること。
- (3) レクリエーション及びクラブ活動の推進に関すること。
- (4) 生活、職業の相談及び指導に関すること。
- (5) その他小松島市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

《利用者の範囲及び利用の承諾》

第3条 ホームを利用できる者は、市内に居住し、又は職場を有する25歳以下の中小企業に働く青少年

とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 ホームを利用しようとする者は、あらかじめ委員会の承諾を受けなければならない。

《利用時間》

第4条 ホームの利用時間は、教育委員会規則で定める。

《使用料》

第5条 ホームを利用しようとする者が第3条の規定に該当するときは、使用料を徴しない。ただし、同条第1項ただし書に規定する者が利用するときは、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、公益上特に必要と認めたときは、前項ただし書の使用料を減額し、又は免除することができる。

《使用料の還付》

第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用日の7日前まで利用の取消し又は変更を申し出て市長が相当の理由があると認めたとき。

《利用の制限》

第7条 委員会は、次の各号の一に該当する者には、利用の承諾を与えないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 感染性疾患と認められる者
- (3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められる者
- (4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められる者
- (5) その他管理上支障があると認められる者

《行為の制限》

第8条 利用者は、利用の承諾を受けた目的以外にホームを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは賃貸しをしてはならない。

《特別設備の設置等》

第9条 利用者は、ホームを利用する場合において、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ委員会の承諾を受けなければならない。

(利用の取消し)

第10条 委員会は、利用の承諾を受けた者が次の各号の一に該当するときは、利用の承諾を取り消し、又は停止させることができる。

- (1) 利用承諾後第7条各号の一に該当する事由が生じたとき。
- (2) 第8条に規定する行為が判明したとき。
- (3) 係員の指示に従わないとき。
- (4) その他公共の用に供する必要が生じたとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、その利用が終わったとき又は前条の規定により利用を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

(損害賠償)

第12条 利用者は、その利用により施設その他に損害を与えたときは、委員会の指示に従い、これを原状に回復し、又は市長が調定する損害額を賠償しなければならぬ。

(運営委員会)

第13条 ホームの基本的な事項を審議し、円滑な運営を図るため、小松島市勤労青少年ホーム運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 事業主代表
- (2) 利用者代表
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 本市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

(職員)

第14条 ホームに館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、上司の命を受けて館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第12号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第17号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第16号)

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

室名	午前9時～		正午～午後		午後5時～		全日
	正午	5時	午後9時	午後5時	9時		
小集会室	580	1,050	1,160	1,630	2,200	2,780	
料理講習室	920	1,620	1,850	2,540	3,470	4,390	
講習室	690	1,160	1,160	1,850	2,310	3,000	
3階集会室	920	1,620	1,850	2,540	3,470	4,390	
大集会室	1,160	1,740	2,890	2,890	4,630	5,790	

備考 水道及びガスを使用する場合又は電気を多量に消費する機械器具等を使用する場合は、別に実費を徴収する。

小松島市青少年健全育成センター条例(昭和38年小松島市条例第36号)新旧対照表 (附則第2項による改正)

現行	改正後(案)	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小松島市における青少年問題を取り扱う行政機関及び関係団体相互の緊密な連絡を図り、青少年の生活指導及び非行化し、又は非行化するおそれのある青少年に対する補導活動を総合的かつ能率的に行い青少年の健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、小松島市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)を小松島市勤労青少年ホーム内に置く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小松島市における青少年問題を取り扱う行政機関及び関係団体相互の緊密な連絡を図り、青少年の生活指導及び非行化し、又は非行化するおそれのある青少年に対する補導活動を総合的かつ能率的に行い青少年の健全育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、小松島市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)を小松島市南小松島町1番16号に置く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>改正</p>